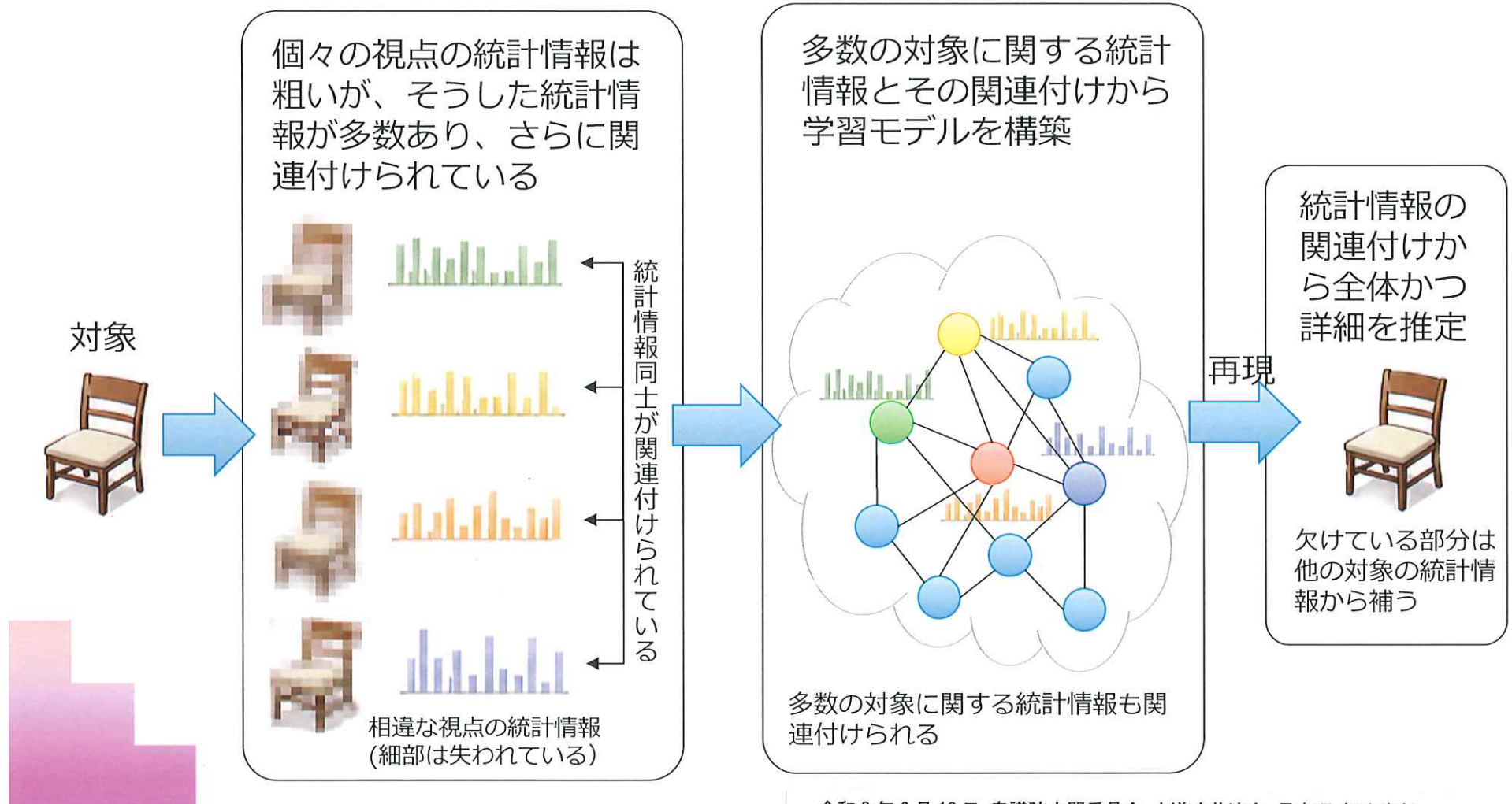


生成AIの出力に元の情報が出現する理由

- 対象に関する多数の統計情報と、さらにその統計情報が関連付けられているため、元の情報に相当するものを再現（再構成）できてしまう



計作成等に関して、本人の同意が不要という考え方は、このままであると、今まで丁寧に進めてきた本人の同意を要件としてきた現場感覚と極めて大きな乖離があって、このところはよほど丁寧に進めないと、むしろ最大のブレーキになる。二次利用がむしろ進まなくなると思っています。このところはぜひ丁寧にやるべきと思っております。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、黒田構成員、お願いいたします。

○黒田構成員 京都大学の黒田でございます。私は、京都大学病院の医療情報システムの管理をし、患者さんと直接向き合う立場であること、それから、長島先生が先ほどおっしゃった次世代医療基盤法、別の事業者ですが、その事業者の理事という立場を持っていること、及び、私、実は留学先がフィンランドでして、EHDSはフィンランドでつくった法律がその型紙になっていますが、そこに対するある程度の肌感覚を持っていることが、私がこの席に呼ばれた理由なのだと理解をしております。

その視点で、今回、二次利用というお話を議論するわけですが、その議論をする中で私の考えることを幾つか述べさせていただきます。また述べる機会があるので、今日は簡単に要点だけのお話いたします。

まず、一番最初ですけれども、二次利用の阻害要因は何なのか。先ほど、利用が大変だ、標準化が難しい云々、いろいろなお話をいただきましたが、私はどれ一つを取っても問題の本質ではないと理解をしています。二次利用が推進できない阻害要因の根本的なものは、医療情報を活用するということに対する社会全体のコンセンサス及びトラストが得られていないことにあるのだと理解しています。それを理解するためには何が必要かと、国としてのビジョンを明確に示すこと。国としてのビジョンを明確に示すためには何が必要かという、「ロー・イズ・ビジョン」というのはヨーロッパの人たちが好んで使う言葉ですけれども、それを示す法をきちんと示すこと、まずこれが重要なのだと思います。では、その法の中で示さなければいけないことの本質は何かということ、基本的にはトラストを得たいわけですから、国民の皆様もしくは患者を含んだデータ主体の方々にとってその活動が自己の権利を何がしかの形で阻害するものではないということとをまず明確にすることがとても重要なのだと思います。

その点で見たときに、実は長島先生と私はその部分は意見を一にしているのですが、でも、基本的に、先ほどお話になった個人情報保護委員会の御提示された案というのは最悪の案であると私は考えます。例外をたくさん並べて、その例外のどれかにはまるからいだらうみたいな議論をすると、何が起こるかというところ、目の前におられる患者さんからはどうしてそんなに扱い方をあなたはしたのだというクレームをたくさんもらうのです。それを続けていってしまうと、結果として使える世界がどんどん減っていきます。これは別に日本で個別に起こっている事例ではなく、オーストラリアであれ、イングランドへルスであれ、全ての国々がいろいろな形で失敗を体験してきていることです。です、デー

※手書き部分は長妻昭事務所请加筆

(出典) 個人情報保護委員会事務局作成資料

本特例は条文にて、提供先が AI 開発等の目的で取り扱う必要がある場合であることを要件として規定しておりますので、例えば漏洩した場合のリスクが極めて高いデータを提供する場合であって、統計作成等の内容に照らして氏名等が不要であることが明らかであり、かつ氏名等の削除が技術的に困難ではない場合であると客観的に認められる場合には、本特例による氏名等の提供はできません。

※令和 8 年 6 月 10 日 (水) 衆議院・厚生労働委員会における川崎ひでと内閣府大臣政務官答弁
(「衆議院インターネット審議中継」に掲載されている動画より文字起こし)

令和 8 年 6 月 12 日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

ヒアリング結果メモ ()

1 実施日

令和8年4月9日 (木)

2 実施対象者

元佐賀県警察技術職員

3 ヒアリング結果要旨

(1) 不適切な取扱いについて

○ 不適切な取扱いを開始した時期について

- ・ 最初がいつかというのははっきりと覚えていないが、
という認識である。当時、
を記憶している。
- ・ ちようどDNA型鑑定資格を取った平成27年頃から、
と思う。また、元々鑑定記録を作るのが下手であり、何回も書き直しをしてい
るうちに、別の鑑定が入ってきたり、もしくは、
期間が空
いたと思う。鑑定期間が長くなると上司からの決裁で指摘されることが多かつ
た。当時は、

○ 自身の鑑定について

- ・ 自分はワークシートを作ることが下手で、手元で記録を取りながら作ってい
たが、誤字・脱字が多く、上司から指摘を受けたり、訂正ややり直しが多く、
時間がかかっていた。
- また、例えば、佐賀県は身元確認に関する鑑定嘱託が入ったら、今実施して
いる鑑定を一旦置いて先に身元の鑑定をしていたので、鑑定期間が空くことが
多かった。
もあつたと思う。
鑑定期間が長いと、上司からの決裁で指摘されることが多かった。

○ 定量に関する不適切な取扱いについて

- ・ 佐賀科捜研のルールで、定量時のポジティブコントロールの濃度の値に基準
があり、基準の範囲に収めないといけないとされていた。この範囲に入らなかつ
たため、パソコンの時間を操作してやり直したことがある。
- ・ 定量を複数回実施しているのは、自分なりに何かおかしいと思うところがあ
つて、定量をやり直したのだと思う。しかし、まとめきれずにどんどんと時間
だけが過ぎていって、ワークシートの日付を遅らせるために、定量を繰り返し返し
てしまった。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

○ 電気泳動に関する不適切な取扱いについて

- ・ 行政や身元確認については、囑託から数日で結果を出さないといけない。佐賀の電気泳動装置は2台あるが、その中でキャピラリーによっては、ネガティブコントロールにノイズが入るときがある。佐賀県は、ネガティブコントロールを厳しく見ていたので、別の機会に測定したのを使ったことはある。
 - ・ 解析でプロジェクトを作る際に、同一資料に対して複数回電気泳動を行い、その結果を組み合わせて解析を行っていたことはある。
 - ・ 電気泳動をする際には、24個のキャピラリーにDNA増幅液を入れていくが、入れる際には、事前にチューブを並べたあと、その並びについて記録するとともに、それに基づいてサンプルネームを入力をして電気泳動を行う。ただ、例えば、実際に電気泳動をした後に、並べたチューブとサンプルネームが違うことがあった。その場合には、チューブの並びが正しいので、サンプルネームを修正することはあった。
 - ・ 上司からは、定量値と出てきた結果のピークが、矛盾しないようにと指導されていた。
- ただ、時々、定量値が低くてもピークの強度が相関しない場合があり、その際に、説明がつかないと思い、定量値と合うものを提出したことはある。- ・ 電気泳動の結果を印字の際に解析パソコンの時計を操作したことはある。

○ 不十分な予備試験に関する取扱いについて

【唾液検査について】

資料の数も多く、検査は大変だったと記憶している。私のゲルへの乗せ方が悪かったと思う。唾液検査では、結果を判定するとき、あらかじめ陽性対照となるゲルを作って、それに加えて使っていないゲルを陰性対象として、色の変化を見比べていた。自分としては、変化していなかったと捉えたのだと思う。

【精液検査について】

私の経験値がないためだと思う。この鑑定を行うまで、私は精液そのものを鑑定することが多かった。

この事例では資料に血が付着していた。この予備試験は、赤紫色に反応するものだが、私には、反応後の赤紫色の反応と血との見極めができなかった。周りの人に相談すれば良かったが、検査を続けた。どのように判断すれば良いのか悩んだ。

○ 回答漏れやワークシート未作成について

・ [redacted] で回答漏れはあった。

[redacted] となってしまう。

● 手元の鑑定もまとめることが出来なかった。未処理の案件は上司が管理しており、終わっていない鑑定を教えてください、それは回答したと思っていますが、そこに漏れがあったのかもしれない。

(2) 不適切な取扱いに至る事情や再発防止について

○ 原因について

- ・ 言い訳にしかならないが、基本的に私の能力の問題だと思っている。
- ・ 一番反省しているのは、私が上司を信頼できなかつた。苦しいときも上司に相談できなかつた。

・ 令和5～6年の不適切な取扱いの原因は、上司にあると思っています。

○ 上司は、私に対して軽口を言っていた。本人はからかう程度で悪気はないのだろうが、当事者からすれば、悔しい思いをするところである。

私は、これに対して、仕事で見返してやろうと思ったので、言い返さなかつた。このことを同じ係の人にも相談できなかつた。

- ・ また、自分に能力がないということについて、早く申告して、鑑定から身を引くべきだったかと思う。時間の余裕があれば、落ち着いて正しく出来ていたと思う。タイムリミットを定められると、それに応える能力がなかつた。

○ 職場環境

- ・ 人手が足りないということは感じている。

○ 法医係の係長が、係長として機能していなかつた。相談しても嫌そうな顔をされ、相談しても、自分で考えろという感じで返されていた。どうすればいいのか分からなかつた。つまり、相談にも乗ってくれないし、具体的に示してもくれな
い状況だった

- ・ 私自身も自分自身の状況を上手く相談できておらず、そもそも、自分自身、最近ミスが多くないかという
ような感じであった。

最終的には自分の自己管理の話なのかもしれないが、気を使って欲しかったという気持ちはあった。

○ 再発防止について

- ・ 佐賀科捜研では、ワークシートに、キャピラリー番号を書くことをしていないが、これを記載して、その点を見れるようになれば、今回の件も発覚されやすいと思う。また、電気泳動と記録の紐付け、生データを見られることもそうだと思う。
- ・ 他県の中には、現場資料を2人でクロス鑑定しているところがあり、これは間違いもおきないし、個人の心理的負担も減る取り組みとされている。

令和8年6月11日
警察庁刑事局

- ・ 課長補佐2人が参事にあがり、現場資料の鑑定から外れて口腔内細胞の鑑定を行っていた。それ以降、現場資料に係長以下で実施することになったので、大変だったと記憶している。他県でも参事が口腔内細胞をやっているかどうかは分からない。

令和8年6月12日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

犯人を検挙している事件に関する鑑定（59件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	特別監察による確認結果	備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 費限等により確認されたもの			不適切な取扱いの概要	
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金在中の箱を窃取したものである。	○	自供、引き当たり	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	・ ワークシートの不適切な記載	
2	業務上過失致死事件	被疑者は、業務上の過失により、被害者に傷害を負わせ、死亡させたものである。		目撃者供述、自供	被害者親族の口腔内細胞	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
3					被害者親族の口腔内細胞	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
4	準強制性交等事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し性交を行ったものである。	○	SNS、防犯カメラ、被疑者携帯捜査、被害者供述	被害現場の寝具を拭ったガーゼ片【5点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ 別の鑑定資料の電気泳動データの使用 ・ 解析結果資料の印刷日時の変更	・ うち3点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
5	福岡県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、公共交通機関の車内において、被害者の身体を掴むなどしたものである。	○	車内カメラ、参考人供述、自供	公共交通機関の車内座面から採取した微物【2点】 被害者の着衣から採取した微物【1点】	・ ワークシートの不適切な記載	・ 公共交通機関の車内座面のうち、1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
6	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、会社事務所内に侵入し、事務所内の物品を窃取したものである。		盗品捜査、防犯カメラ、指紋、自供	事務所内の物品を拭ったガーゼ片【3点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
7	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		参考人供述、自供	現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ DNA型の不適切な判定	
8	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。		SNS、被害者供述	被害部位を拭ったティッシュ	・ 鑑定残余資料の紛失・偽装 ・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
9	ストーカー規制法違反事件	被疑者は、ベランダ等にごみ等を投棄したものである。	○	防犯カメラ、被害者供述	現場に遺留されたごみ等を拭ったガーゼ片【2点】	・ ワークシートの不適切な記載	・ うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
10	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利目的で大麻草を栽培したものである。		捜索差押、警察官の目撃、自供	捜索差押現場における血痕のようなものを拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施 ・ ワークシートの不適切な記載	
11	不同意性交等事件	被疑者は、被害者が16歳未満であることを知りながら、同人と性交したものである。		被害者供述、目撃者供述、自供	被害者の身体を拭った綿棒【2点】	・ 予備検査の不十分な実施	
12	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を包丁で複数回切り付けるなどしたが、切創の傷害を負わせたとどまったものである。		犯行現場において逮捕、目撃者供述	包丁を拭った綿棒【3点】及びガーゼ片【1点】 現場を拭ったガーゼ片【1点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ 解析結果資料の印刷日時の変更	・ うち3点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
13					被疑者の着衣を拭った綿棒【2点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ 別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用	
14	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定、犯行現場において逮捕	斑痕のようなものが付着したティッシュ【3点】	・ ワークシートの不適切な記載	

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	特別監察による確認結果		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 曹風等により確認されたもの				不適切な取扱いの概要		
15	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜査差押、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【6点】 リキッドタンクを拭ったガーゼ片【4点】 喫煙器具を拭ったガーゼ片【1点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	・ チャック付きポリ袋のうち2点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	
16			○			リュックサックから採取した微物【2点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
17	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。	○		防犯カメラ、被害者供述、自供	被害品に付着した微物	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
18	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		防犯カメラ、被疑者携帯捜査、参考人供述	リキッドタンクを拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
19	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		ドライプレコーダー	喫煙器具を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
20	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○		本件犯行時に併せて窃取した被害品を所持、自供	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
21	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。	○		防犯カメラ、被害者供述	被害者の着衣から採取した微物	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
22	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、商品を窃取したものである。			遺留品からの聞き込み、自供	現場に遺留された衣類から採取した微物	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定置日時等の不適切な変更 ・ 電気泳動の不実施		
23	器物損壊事件	被疑者は、窓ガラスを破壊したものである。			自供	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
24	器物損壊事件	被疑者は、被害者管理にかかる建造物の一部を損壊させたものである。	○		防犯カメラ、車両照会、参考人供述、自供	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	・ うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	
25	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			自供	現場の血液のようなものを拭ったガーゼ片【16点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ 別の鑑定資料の電気泳動データの使用		
26	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、倉庫内に侵入し、物品を窃取したものである。			自供	被害品を拭ったガーゼ片【6点】	・ 鑑定結果の回答漏れ ・ ワークシートの未作成		
27	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。			防犯カメラ	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	・ 定置日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
28	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。			自供	現場に設置されたライトを拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施 ・ ワークシートの不適切な記載		
29	窃盗事件	被疑者は、商店において、商品を窃取したものである。			防犯カメラ、自供	被害品を拭ったガーゼ片【3点】	・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
30	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。			足跡、自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	特別鑑査による確認結果	
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの				不適切な取扱いの概要	備考
31	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。	○		指紋、防犯カメラ、自供	さい銭箱から採取した微物	・ ワークシートの不適切な記載	
32	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜査差押、被疑者の尿の鑑定	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
33	窃盗事件	被疑者は、資材置き場から、物品を窃取したものである。			自供	現場に遺留された手袋から採取した微物【2点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更 ・ 電気泳動の不実施	
34	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利の目的で、大麻を所持したものである。			捜査差押、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【6点】	・ ワークシートの不適切な記載	
35	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	被疑車両から捨てられたタバコの吸い殻【4点】	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ 鑑定資料の取り換え	・ うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
36	窃盗事件	被疑者は、自動車内から、金品を窃取したものである。			職務質問時に被害品所持、自供	被害車両に遺留されたブロックを拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施 ・ ワークシートの不適切な記載	
37	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、下着を窃取したものである。	○		ドライプレコーダー、足跡、犯行直前現場付近の警察官の目撃、被害者供述	被害品から採取した微物	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
38	過失運転致傷・道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、自動車に衝突し、現場から逃走したものである。	○		鑑定嘱託前に緊急逮捕	被疑車両のエアバッグ	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更	
39	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	現場に遺留されたティッシュ【2点】	・ ワークシートの不適切な記載	
40	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。			ドライプレコーダー、目撃者供述、自供	現場にあった血液のようなもの	・ 電気泳動の不実施	
41	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金を窃取したものである。			使用していた靴の同一性、自供	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更	
42			○			現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更	
43	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。			ドライプレコーダー、自供	現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	
44	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜査差押、押収した覚醒剤、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定）	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【1点】 注射器を拭ったガーゼ片【2点】	・ ワークシートの不適切な記載	
45	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜査差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕	関係者方から押収した巻紙	・ 定量日時等の不適切な変更	

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	特別監察による確認結果		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 費解等により確認されたもの				不適切な取扱いの概要		
46	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。			被害者携帯捜査、被害者供述	被害者が所持していたペットボトルを拭ったガーゼ片	ワークシートの不適切な記載		
47	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。			電話録音データ、SNS、被害者供述	被害者を拭った綿棒【3点】	ワークシートの不適切な記載		
48	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液のようなものを吐きかけたものである。	○		自供	自動車に付着した唾液のようなものを拭ったガーゼ片【2点】	コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ		
49	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片	ワークシートの不適切な記載		
50	器物損壊事件	被疑者は、寺院の窓ガラスを損壊したものである。			自供	窓を拭ったガーゼ片【2点】	ワークシートの不適切な記載		
51	道路交通法違反事件	被疑者は、飲酒運転をしたものである。	○		参考人供述、自供	被疑車両のエアバッグ【2点】	ワークシートの不適切な記載 コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	
52	建造物侵入事件	被疑者は、飲食店に侵入したものである。			防犯カメラ、足跡、参考人供述、自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	ワークシートの不適切な記載		
53	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕、自供	被疑者方にあった吸い殻【3点】	コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ 別の鑑定資料の電気泳動データの使用 解析結果資料の印刷日時の変更		
54	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、昏睡状態に陥らせるにとどまったものである。			捜索差押、押収した凶器、被疑者携帯捜査、自供	凶器を拭ったガーゼ片【8点】	定量日時等の不適切な変更		
55	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定	チェック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	ワークシートの不適切な記載		
56	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	ワークシートの不適切な記載 定量日時等の不適切な変更		
57	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反事件	被疑者は、指定薬物を含有する液体を所持したものである。			捜索差押、押収した液体、自供	カートリッジを拭ったガーゼ片【1点】 ポリ袋を拭ったガーゼ片【1点】	ワークシートの不適切な記載		
58	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、飲食店に侵入し、現金を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	ワークシートの不適切な記載		
59	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、飲食店に侵入し、物色したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭った綿棒【2点】 被害店舗内を拭った綿棒【1点】	ワークシートの不適切な記載		

捜査中の事件のうち、捜査への影響が不明の鑑定（27件）

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	特別監察による確認結果	備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの		不適切な取扱いの概要	
1	窃盗事件	被疑者は、会社事務所に侵入し、物品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ 定量日時等の不適切な変更	
2	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施	
3	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ ・ コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用	
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施 ・ ワークシートの不適切な記載	
5	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		自動車に刺さったネジを拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施 ・ ワークシートの不適切な記載	・ 被害者から被害届は出されておらず、 犯人の処罰を求める意思も示されていない
6	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	
7	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施	
8	窃盗事件	被疑者は、農作物を窃取したものである。		被害品を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 鑑定資料の不適切な切り取り	
9	邸宅侵入事件	被疑者は、邸宅内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更	
10	器物損壊事件	被疑者は、ドアに尿ようものをかけ、汚損させたものである。		現場に遺留された尿ようものを拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更 ・ 電気泳動の不実施	・ 被害者から被害届は出されておらず、 犯人の処罰を求める意思も示されていない
11	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物品を窃取したものである。		現場の棚を拭ったガーゼ片	・ 鑑定残余資料の紛失・偽装 ・ ワークシートの不適切な記載	
12	窃盗事件	被疑者は、ロッカーから、現金を窃取したものである。		ロッカーの錠を拭ったガーゼ片	・ 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施 ・ ワークシートの不適切な記載	
13	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	・ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ	・ 被害者から被害届は出されておらず、 犯人の処罰を求める意思も示されていない
14	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	特別監察による確認結果	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの		不適切な取扱いの概要	
15	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	
16	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	
17	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		空き家内を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	・ 被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
18	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	
19	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	
20	邸宅侵入未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入しようとしたものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	
21	窃盗事件	被疑者は、倉庫から、バイクを窃取したものである。		被害品のハンドルを拭ったガーゼ片【2点】	・ ワークシートの不適切な記載	・ 被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
22	道路交通法違反事件	被疑者は、バイクを運転中、過失により、自動車に衝突したものである。		被疑者の着衣の一部から採取した微物	・ ワークシートの不適切な記載	
23	器物損壊事件	被疑者は、被害者の水筒に尿のようなものを入れて、汚損したものである。		水筒内の尿のようなもの	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更	・ 被害届が取り下げられている
24				水筒カバーから採取した微物	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更	・ 被害届が取り下げられている
25				水筒を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載 ・ 定量日時等の不適切な変更	・ 被害届が取り下げられている
26	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者にわいせつな内容の葉書を郵送したものである。		葉書【3点】	・ ワークシートの不適切な記載	
27	住居侵入事件	被疑者は、被害者が管理する敷地内に侵入したものである。		敷地内の網戸を拭ったガーゼ片	・ ワークシートの不適切な記載	・ 被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない

記事関連の茂木統括調整官の出張について

2026年6月11日

経済産業省

出張日程	出張目的
2025年 5月2日～3日	大阪・関西万博における関係者との打ち合わせ及び万博会場の現地調査
2025年 5月21日～22日	大阪・関西万博におけるウーマンズパビリオンオープニングセレモニーへの出席および要 人対応
2025年 6月22～23日	大阪・関西万博における大屋根リング残置検討会および超党派議連会合への出席
2025年 6月27日～30日	大阪・関西万博における岸田元総理等の現地視察随行
2025年 9月11日～12日	大阪・関西万博における関係者との意見交換

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和8年6月12日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料